

若基小学校 PTA 規約

第1条 （名称及び事務局）

本会は若基小学校 PTA と称し、事務局を若基小学校に置く。

第2条 （目的）

日本国憲法と教育基本法に基づき、保護者と教職員とが協力し、児童の健全なる育成と会員の意識の高揚を図り、民主的教育の発展に寄与することを目的とする。

第3条 （活動）

本会は教育を本旨とする自主独立の団体で、目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 会員同士の親睦を深めるとともに、学習の向上や施設・設備の整備と改善を図る。
- (2) 家庭と学校との緊密な連絡によって児童の生活環境をよくする。
- (3) 公教育を充実することに努める。

第4条 （会員）

本会は、入会を希望する若基小学校児童の保護者 1 戸を 1 会員とし、教職員は 1 人を 1 会員とする。

会員は規約を守り、この会の活動に参加する平等の権利と義務を有する。

第5条 （会員名簿の作成）

会員情報の把握のため、会員名簿を作成する。

- (1) 会員情報の取得の方法は家庭調査票をもとに取得するものとし、取得する情報は、若基小学校 PTA（以下、「PTA」という）に対し情報提供をすることに同意した保護者の児童の氏名、所属する学年、学級、行政区、住所、以上の 5 項目とする。
- (2) ただし、前項の回答の有無に関係なく、会費は PTA 規定に定める金額を自動引き落としにより徴収する。
- (3) 会員名簿の管理は、会長と会長が指名する者（以下、名簿管理補助者と記載）の 2 名が行い、以下に規定する者のみ、名簿の閲覧ができる。
 - ・ 会長
 - ・ 名簿管理補助者
 - ・ 学校長
 - ・ 運営委員会の承認により特別に閲覧を認められた者

第6条 （役員）

本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 1 名以上 及び学校長
- (3) 書記 2 名 うち 1 名は名簿管理補助者
- (4) 会計 1 名
- (5) 会計監査 2 名 （新 1 年生の保護者）
- (6) 地区委員長及び地区委員副委員長 各 1 名
- (7) 基山町交通安全指導員 若基小 PTA から選出した 1 名
- (8) 庶務 教職員 1 名
- (9) 顧問 若干名（本会の役員経験者で運営委員会の承認を受けた者）

上記の定数は、運営委員会にて妥当と判断された場合はこの限りではない。

第7条 （役員の役割）

役員の役割は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長の不在時にはその職務を代行する。
- (3) 書記は、資料作成及び議事録作成等、本会の事務作業を行う。
- (4) 会計は、本会の出納を行う。
- (5) 会計監査は、会計の監査を行い総会に報告する。
- (6) 地区委員長または地区副委員長は、地区委員の代表として本会に参加し、地区内の児童の生活指導・通学路問題などの活動を行う。
- (7) 基山町交通安全指導員は、基山町の交通安全指導員として活動を行い、運営委員会に活動を報告する。
- (8) 庶務は、会計及び事務作業が円滑に進むべくこれを補佐する。
- (9) 顧問は、運営委員会の運営が円滑に進むべくこれを補佐する。

第8条 （役員の選出）

毎年 2 月に各学年より運営委員候補を 2 名選出し、運営委員会において承認を受けるものとする。なお、次の者がその事実を名簿等で証明し、申し出があった場合には、役員を免除される。

- (1) 令和元年度より当会の役員を通算して 2 回以上務めた者
- (2) 地区委員会に所属し、委員長、副委員長以外の者
- (3) 高等学校及び中学校の PTA 並びにそれらに類似する団体に所属し、かつ組織の役員に就任している者
- (4) 幼稚園、保育園の保護者組織の長
- (5) 子供クラブの会長

第9条 （役員の選出方法）

役員の選出方法は、原則自薦とする。しかし役員への自薦なき場合は、第 8 条に規定する者を除き、運営委員が公開で抽選を行い、当該学年の役員を決定する。なお、抽選となった場合は、令和元年度以降に当会の役員を一度も務めたことのない者を優先的に対象とする。また抽選の結果、選考された者はこれを受けなければならない。ただし、優先抽選対象が当該学年にいない場合は、全ての抽選対象者に対して抽選を実施することとする。

第10条 （役員の任期）

役員の任期は 1 年間とし、再選を妨げない。ただし、欠員によって選ばれた役員の任期は、前任者の在任期間とする。なお、顧問以外の役員を通算して 2 期務めた者は、自薦を除き選出されることはない。ただし、基山町交通安全指導員はその任期が 2 年であることから、満了時には役員を通算して 2 期務めたこととみなす。

第11条 （役員の役職の割り当て及び会長の選任）

役員の役職の割り当て及び会長の選任については、原則運営委員会で承認された後に役員が互選する。しかし運営を円滑に進めるため、あらかじめ運営委員候補による互選で割り当てを行っておき、運営委員会に参画してよいものとする。

第12条 （機関）

本会は次の機関を置く。

- 1:総会 2:運営委員会 3:地区委員会

第13条 （総会）

総会は本会の最高決議機関とし、全会員をもって構成し、毎年 1 回、年度初めに開催する。ただし、運営委員会が必要と認めたとき、または、会員の 3 分の 1 以上の要請があったときは、臨時に開催する。総会は次の事項を決議する。

- (1) 規約の制定、改廃に関する事項
- (2) 活動計画に関する事項
- (3) 予算の決定、決算の承認に関する事項
- (4) その他、必要な事項

第14条 （運営委員会）

運営委員会は本会の運営委員で構成し、必要に応じて本会会長の要請により開催する。運営委員会は次の事項を決議する。ただし、本会の顧問については参加を任意とし、その議決権はないものとする。

- (1) 役員の承認
- (2) 総会より委嘱を受けた事項

- (3) 総会の決議事項の運営
- (4) 総会に提案する議案の作成
- (5) その他、必要な事項

第15条 (運営委員)

運営委員は次の役員とする。

- (1) 会長、(2) 副会長、(3) 書記、(4) 会計、(5) 地区委員長及び地区副委員長、
- (6) 基山町交通指導員、(7) 庶務、(8) 顧問

第16条 (地区委員会)

地区委員会は、次により児童の地区における生活と地域環境との改善を図る。

- (1) 地区委員会は若基小校区の町区毎に選出された地区委員で運営する。地区委員の任期は委嘱より1年とし、再選は妨げない。
- (2) 地区委員の互選により地区委員長、地区副委員長を選出する。両職の任期は委嘱より1年とし、再選は妨げない。

第17条 (招集、議長)

- (1) 総会は会長が招集し、議長は構成員の中より選出する。
- (2) 運営委員会は会長が招集し、議長は会長が務める。
- (3) 地区委員会は、地区委員長が招集し、議長には地区委員長若しくは、地区副委員長が指名した者があたる。

第18条 (成立、議決)

- (1) 総会は会員の2分の1以上の出席で成立し、1会員につき1つの委任状を認め、出席とみなす。議決は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。
- (2) 運営委員会、地区委員会は所属する委員の2分の1以上の出席で成立し、出席者の3分の2以上で決定する。

第19条 (経費)

- (1) 本会の経費は会費を以て充てる。
- (2) 本会の会費は1会員あたり年額2,500円とする。ただし、景気変動や社会情勢の変化などが生じた場合には、総会の決議で期間を定めて年額の変更を行うことができる。
- (3) 途中転入会員は会費年額を月割算出し、会費を算出する。
- (4) 毎年6月、庶務が指定する期日までに会費年額を本会会費として納める。
- (5) 特別の事情がある会員については、運営委員会の協議により全額または一部を免除することがある。

(6) 本会の経費は、「一般会計」と「特別会計」で賄う。

「一般会計」の収入は、会員の会費を基本とし、支出は、例年の行事や研修に必要なものに充てる。

「特別会計」の支出は、「周年行事」の他等、PTA が主催・共催する大きな行事の準備・運営に充てる。また、その他の支出に充てる場合は、会員からの提案、運営委員会の協議を経て、決定することとする。

第20条（会計年度）

この会の会計年度は、4月1日より始まり翌年3月31日に終わる。

第21条（特別会計）

バザーなどにおける臨時の益金及び年額 30,000 円一般会計からの繰越金を特別会計とし、支出については運営委員会の承認を受け、総会において決算報告を行う。

第22条（充て職）

他団体からの充て職の依頼は、運営委員会の承認をもって受任することとし、その指名は会長が行う。

(1) 基山町交通安全指導員(任期2年)

2年毎に保護者からの公募により選出。応募多数の場合は抽選

(2) 学校運営協議会委員 会長または副会長より1名

(3) 基山町学校給食センター運営委員 役員より1名

(4) 社会福祉協議会ボランティア推進委員 役員より1名

(5) その他の充て職 運営委員会の協議により決定する。

第23条（旅費及び慶弔費）

旅費及び慶弔費については、運営委員会が別途定め運用する。

第24条（表彰）

運営委員を通算して2期以上務めた者や、本会の活動において貢献著しい者に対し、任期終了後運営委員会の決定をもって表彰を行う。ただし本会の顧問は除く。なお、一度表彰対象となったものは再度選ばれない。

附則 この規約は令和3年4月1日より適用する。

規約の一部改正（令和5年4月1日）

規約の一部改正（令和6年2月21日）

規約の一部改正（令和6年12月9日）

慶弔費規定

第1条 （規定）

この規定は、若基小学校 PTA 会員及び児童の慶弔に関する内規とする。

第2条 （弔慰金）

- (1) 弔慰金は 5,000 円とする。
- (2) 代表者が会葬する(会長、学校長、教頭)。

第3条 （慶事）

慶事として必要な場合は、運営委員会において協議した上で定める。

第4条 （表彰）

表彰者に対しては、賞状と 3,000 円分の図書カードを贈る。

第5条 （災害その他）

お見舞い等で必要な場合は、運営委員会において協議の上で定める。

活動費、交通費及び会議費支給規定

第1条 （規定）

この規定は、若基小学校 PTA 会員及び児童の活動、交通及び会議についての内規とする。

第2条 （活動費及び交通費）

若基小学校 PTA 会員及び児童が、若基小学校 PTA に参加の承認を受けた行事に出席する場合は交通費を支給するものとし、その支給額は以下とする。

- (1) 基山町内、鳥栖市内への移動については個別に支給しない。
- (2) (1)以外の地域へ行く場合は、その移動に要した実費を支給する。ただし、座席のグレードアップ等、運営委員会にて不必要と判断された費用については支給しないものとする。
- (3) 支給を受ける場合には、所定の様式に必要事項を記入の上、領収書及び支払ったことが確認できる書類を添付の上で会計に提出する。記入漏れや領収書の紛失など、支払ったことが確認できなかった場合には支給を行わない。

第3条 （会議費等）

若基小学校 PTA 会員及び児童が、若基小学校 PTA に参加の承認を受けた行事に出席する場合は会議費等を支給するものとし、その詳細を以下に示す。

- (1) 若基小学校 PTA 会員及び児童が、若基小学校 PTA の行事計画において承認された行事に参加する場合、その入場料、参加料、施設使用料を全額支給する。
 - ・ 基山三校合同行事
 - ・ その他運営委員会の承認を受けた行事
- (2) 若基小学校運営委員が運営委員会において参加の承認を受けた以下の懇親会に出席する場合は、参加費を支給するものとする。ただし、参加できるのは各 1 名、年 3 回までとし、1 回の参加につき 1 人 5,000 円を上限とする。
 - ・ 三校合同懇親会
 - ・ 基山町教育委員会との意見交換会
 - ・ その他運営委員会の承認を受けたもの
- (3) 若基小学校 PTA 会員及び児童が若基小学校 PTA の行事計画において参加の承認を受けた行事に出席する場合は、参加費を補助するものとし、その支給額は以下を上限とする。ただし補助を受けることが出来るのは、1 名につき年 3 回までとする。
 - ・ 若基小学校 PTA 懇親会 参加 1 名につき 2,500 円
 - ・ その他行事については、参加者の負担を考慮し、運営委員会の決定をもって特別会計より支出する。

その他の規定

第1条 （活動費の支給）

本会 PTA 運営委員は、若基小学校運営委員会、委員会への参加 1 回につき 1 人当たり 500 円を活動費として、年度末の運営委員会で支給する。また、地区委員会に所属する委員は、一人当たり 1,000 円を年間の活動費を支給する。

第2条 （充て職の報酬）

報酬のない会議及び研修等の校外活動については、活動の参加 1 回につき一人当たり 500 円を支給する。ただし、謝礼・報酬の支払われるものは担当したものにそのまま支給するものとする。

第3条 （退会について）

若基小学校 PTA からの退会を希望する者については、事務局備え付けの若基小学校 PTA 所定の退会届に記入の上、事務局に提出する。退会の日については、退会届提出後の最初に行われる運営委員会の開催日とし、受理した旨は退会申し出をした者に対し文書で通知する。

会費については、受理をした日が属する月までの会費を月割で徴収する。受理した日が属する月以降の会費を納入されている場合には、月割で返金を行う。返金方法は事務局が現金で行う。

第4条 （PTA に所属しない者）

- (1) 若基小学校 PTA 会費のうち「奨励費」については、実質は学校運営のための費用であり、若基小学校 PTA が会計を管理しているに過ぎない。そのため、その年度の奨励費から実際の使用額を算出し年度末会計監査を受けたのち、実際の使用額を、その年度の若基小学校 PTA 会員数に退会者を加えた数で按分する方法をもって算出した額を請求する。納付方法は、事務局への現金納付とする。
- (2) (1)の請求を行う際は入会の案内も同時に渡し、入会を希望する場合には次年度の年初から会員とする。